

新司法試験調査会在り方検討グループ(第9回)議事録

(司法試験管理委員会庶務担当)

1 日時

平成15年9月19日(金) 10:00 ~ 12:00

2 場所

法務省大臣官房人事課会議室

3 出席者

(委員)

小津博司, 柏木昇, 釜田泰介, 鈴木健太, 中川英彦, 宮川光治

(敬称略)

(同委員会庶務担当(法務省大臣官房人事課))

池上政幸人事課長, 横田希代子人事課付, 古宮義雄試験管理官

4 議題

- (1) 今後の検討の進め方について
- (2) 成績評価の方法について
- (3) その他

5 配布資料

[資料1 在り方検討グループにおける今後の検討について](#)

[資料2-1 成績評価の方法について\(宮川委員案\)](#)

[資料2-2 段階評価方式についての疑問点への解決案](#)

[資料3 成績評価の方法について\(磯村委員案\)](#)

6 中間報告に対する意見についての報告

【釜田委員】それでは, 時間もまいりましたので第9回の会合を開かせていただきます。本日の協議事項に入ります前に庶務担当の方から御報告をお願いいたします。

(庶務担当から中間報告に対する意見の取りまとめ状況について報告)

7 議事等

- (1) 今後の検討の進め方について

【釜田委員】それでは本日の協議に入らせていただきます。第1は, 今後の進

め方についてでございます。庶務担当の方から資料に基づきましてお願いいたします。

(庶務担当から配布資料1について説明)

【釜田委員】今、今後の検討課題として6点ここに挙がっておりますが、何か追加するものがございましたらおしゃっていただきたいと思えます。

【宮川委員】現行司法試験の合格者と新司法試験の合格者の比率については、どこで議論するのかということが前から問題になっていましたが、これは他のところでおやりになるということによろしいのでしょうか。

【池上人事課長】司法制度改革推進本部の法曹養成検討会で一応の御議論はなされる予定と聞いております。ただ、合格者の決定につきましては、来年1月1日に新たに設置される司法試験委員会がお決めになるべき事柄でございますので、法曹養成検討会では一応の考え方を示す程度の議論となるようです。この在り方グループは、新しい司法試験の在り方を検討されるグループですので、合格者の比率を御議論の対象とされることは全く差し支えないと思えます。

【宮川委員】つまりプレ議論をどこでしておくのかということについては、検討会の方で一応おやりになると。

【池上人事課長】その方向であるということです。

【横田人事課付】在り方検討グループの検討課題も盛り沢山ですが、その後に、合格者数についてこの場で御議論いただくことは全く差し支えないと考えております。

【宮川委員】分かりました。

【釜田委員】他はよろしいですか。

【柏木委員】同じような質問なんですけれども、ここで得点評価方式、あるいは段階評価方式を採るにせよ、実際に実施した後にそれがいいものであったかどうかという追跡調査が必要になると思うのです。問題ごとの特性と、法科大学院での成績あるいは研修所での成績との相関関係の統計調査分析をしなければならぬと思うのですが、そういう体制はここで討議するのですか、それともまた別の機関で討議するのでしょうか。

【池上人事課長】こちらで御議論をいただき、御提言いただくことは差し支えな

いと思います。ちなみに、現行試験においても、司法試験管理委員会の庶務担当ではいろいろな分析をしているところです。

かねてから柏木委員がおっしゃっておられるロースクール、あるいは司法研修所の成績との相関関係その他の問題につきましては、今まで司法試験がすべてに開かれた試験であるという性質上、大学の成績とか司法試験の成績との相関性は調査しておりませんでしたけれども、御提言等があれば、来年以降新司法試験委員会の下で、そういう調査の必要性について御議論される際の参考になるだろうと考えております。

【柏木委員】プライバシー問題など少し難しい問題があるかと思いますが、是非検討していただきたい事項だと思いますのでよろしく願いいたします。

【中川委員】もう一つだけいいですか。この議題になじむのか分かりませんが、いわゆる新聞なんかでいるんなシミュレーションみたいなことをやっていますね、合格率がどうだと。現行司法試験が終わるまでの間、それが終わってから、それから法科大学院の定員とかありますね、そういうものを全部シミュレートしてみると、要するに、この法科大学院の第1回卒業生を送り出すときはどれくらいになって、次はどれくらいになってと、いわば合格率ですね、そういう実態的な見通しというか、シミュレーションみたいなものはどこかでやるんですか。

つまり、私はこの試験の内容とその辺がどういうふうに関連してくるのか良く分からないのだけれども、非常に厳しい合格率になるのだということであれば、またそれなりに試験の問題なり、やり方に関連してくると思うし、当初から言われていたように7割程度の人が受かるんだということであれば、それはそれで内容が変わってくるのだらうと思いますが、そういう考え方は今のところないのですか。

【池上人事課長】何分、法科大学院の設立の準備が、今、正に最後の段階に入っているところをございまして、かねて御報告しましたとおり、6月の設置認可申請段階では5,900人ぐらいの学生定員でしたが、5年間で3回の受験制限や、法科大学院における単位認定、あるいは卒業認定の厳しさも関係してまいりますので、受験者がどれくらいの人数になるのかが不確定な段階でありまして、結局厳密な意味でのシミュレーションがなかなかできないものですから、法曹養成検討会の方でもまだ抽象的な御意見しか出ないだらうと考えますし、これらの事項がある程度明らかになってきた段階で、そういうシミュレーションを技術的なものとして行って、新委員会の御議論につなげていくのかなというふうにございます。

【中川委員】だから、今の現状では法科大学院同士の競争もあるでしょうし、今おっしゃったこともあるでしょうから非常に流動的な感じもするんですよ。今の段階ではそういうことは考える必要はないのだということに割り切らなければ仕方がないですね。

【池上人事課長】ただ、法科大学院が最終的に1学年の定員がどれくらいになるかというのがまだ確定していないわけですが、仮に5,000人ということになりますと、5年間で3回という受験可能回数を考えますと、相当な人数が安定期に入った新司法試験を受験するだろうということで考えますと、1回の試験について司法制度改革審議会の御提言があったような7割とか8割という合格率は、合格者の総数の目途が一応3,000人ということからすると、なかなか難しい面はあるのではないかと考えております。そう意味では現実の問題としては、当初お考えになられているよりは厳しい試験だということが、今の段階では抽象的に言えようかと思っております。もちろん、この3,000人をもっと増やすべきだという御意見があることは承知しております。

【中川委員】そういう現実というか、見通しと、新しい司法試験の内容をどういうふうにかんがえたらいいかというのが一番最初からの未だに解決できない問題なんですけど、非常に技術的に厳しい試験にすべきなのかどうかという。一番根本的なところなんですかね。

【宮川委員】7,8割というのは、法科大学院の教育の目標として審議会意見が示したものです。

【中川委員】7割,8割が。

【宮川委員】はい。法科大学院は厳格な成績評価と修了認定を行い、そのことを前提として7割8割ぐらいは合格できるというところまで充実した教育を行うべきであると、こういうことで出されている水準であって、スタートから7割8割が保証されているわけではないと思います。合格水準をどの辺に設定するのかということは非常に難しいことかと思いますが、ただ、一つの法科大学院教育の理念型のようなものを描いて、そこを既修者であれば2年、そうでない人達であれば3年、まじめに勉強してきた人であれば、そして厳格な成績評価を受けて修了した人であれば到達するレベルということは抽象的にはあると思います。

そのレベルというのは低いものではないのではないかと私は思っています。後で段階評価のところでも議論になると思いますが、答案を見て、3年間、あるいは2年間よく勉強してきたことがうかがわれるな、なかなかいいなというふうを感じるレベル、これはなかなか高いレベルではない。そう考えると、当初から7割8割ということはあり得ないのではないかと。シミュレーションを描くということは人数にもよるし、法科大学院教育の在りようにも係ることで、なかなか困難です。変数が一杯ありますから。描いてみてそれが一人歩きするとまた影響が大きいし、慎重な配慮が必要です。

【中川委員】結局、法科大学院の在るべき卒業生の姿というか、レベルという、

そういうことに抽象的にはなるわけですね。それを試験によってスクリーニングすると。

数字が今一人歩きしているわけで、もちろん宮川委員が言われたような、中身がなければだめなんだということであって、こう、ひっくり返さなければいけないような気がしますよね。何割合格させるんだという、そんなふうな話が先にいってるから混乱していますね。

【宮川委員】ドイツの第1次国家試験、日本の司法試験に当たるんですが、そこでは、大ざっぱに言って年間ドイツ連邦全体で16,000人が受けて、そして、11,000人から12,000人ぐらいが受かる。合格率がおよそ70パーセントと言われていています。これは州ごとに行われる試験で、州によって合格率が随分違って50パーセントから80パーセントぐらいのばらつきがある。連邦全体としては70パーセントということのようなんですね。6段階評価をして、そして第6番目が不合格ということなんですが、一番合格者の中で多いのが最低合格段階である第5段階で、そこに30パーセントが集中している。しかもその層は合格水準すれすれのところに固まっているのだそうです。ドイツでは弁護士人口が過剰で質についても問題な層があるということが言われています。その関連で、合格水準を少し上げたらどうかという意見もあるようです。しかし、少し上げれば第4段階までの40パーセントとなってしまう可能性がある。合格水準の設定ということは、抽象的にはさっき言ったようなことかもしれませんが、将来の法曹の質の在りようをどのように考えるかということと深く関わっており、非常に難しい問題であると思います。

(2) 成績評価の方法について

【釜田委員】そうしましたら、検討課題につきましてはいろいろ議論が出ましたが、まず1から6までの検討課題を議論していただいた後、また時間があればその他のことも検討することにしましょう。それでは、第2の議題である成績評価の方法について御議論いただきたいと思います。前回の会合におきまして、秋以降の検討事項ということにさせていただいたものです。前回の会議の段階で、既に宮川委員から段階評価による成績評価方式の御提案を頂きました。それから、その後、磯村委員からも同様に段階評価方式の一つの案を頂戴したところでございます。両委員の具体案が二つお手元にありますので、これを中心に御検討いただくのがいいのではないかと考えております。先ほどの今後の検討事項の2以降のところにもありました問題も本日の議題等にもかかわってまいりますので、できましたら本日得点評価方式で行くのか、段階評価方式で行くのか御判断を頂戴できればと思っている次第でございます。一つよろしく願いいたします。庶務担当の方から配布資料を含めて御説明申し上げます。

(庶務担当から配布資料2ないし3について説明)

【横田課付】なお，宮川委員案につきまして，中川委員から事前に御意見を頂いておりますので御紹介させていただきます。中川委員からは，「宮川委員案は全体としてやや複雑との印象を受けた。」，また，短答式試験を含めた総合評価の方法について，「宮川委員案では論文式試験がメインで，短答式試験の成績が補助的，参考的なものになっているのではないかと。しかし，在り方検討グループにおける議論では，配点の比重を短答式の方を軽くするという議論はしたけれども，総合評価において，短答式の成績を単なる参考とか，あるいは補助的なものとするという議論はなかったのではないかと。」との御意見をいただいております。

【釜田委員】ありがとうございました。それでは，最初の問題，各考査委員がどういう方法で答案に評価を与えるかという点について，御意見を頂きたいと思っております。従来ありましたような点数でもって評価を示すのか，あるいは，A B C Dという形で段階評価の方式で出すのかということですが，いかがでございますか。

【鈴木委員】段階評価方式をなぜ採るかということですが，今日磯村委員がいらっやっやないのだから，なぜ段階評価方式を採るかということの御説明を頂けないのですが，以前たった1点の差で分かれるのはおかしいということをおっしゃっていたと思うのです。しかし何千人という応募者がいる試験で，しかも法科大学院の卒業生の試験だとしますと，実際問題としては成績の分布というのは連続的になってくるのではないかと思います。2段階，合否だけを判定するとなると，よほど悪い者だけ落とすということでは，あるいはどこかで切れ目があるかもしれませんけれども，そのような者のみを排除するという試験なのかということですが。

今回頂きました磯村委員，あるいは宮川委員の御意見内容は2段階，合否だけを判定するのではなくて多段階評価をするということですが，果たして段階の明確な区分ができるのかどうか。むしろ，それをある枠で設定して多段階評価にしますと，かえってごくわずかの差を広げて評価することになりはしないか，つまり，数点の差しかないのに，別のランクに分けられるということでは差が広がるということがありはしないか。あるいは，同一のランクの中であれば，得点的に評価するとかかなりの大きな開きがあるものが同じ評価をされるということになってしまっているのではないかと。磯村委員のおっしゃった，たった1点の差で合否を分けるというところ，そこに抵抗感があるのはそのとおりなんですけれども，果たして段階評価方式を採ってそれが解決されるものかどうかという気がいたします。

その点につきましては宮川委員の御意見が，なぜ得点評価方式ではなくて段階評価方式なのかという，段階評価方式のメリットと言いますか，それはやはり磯村委員と同じようにほんのちょっとの差で分かれるのはおかしいという御趣旨なのかどうか良く分からなかったのですが，その点はいかがでしょうか。

【宮川委員】現在の得点評価方式についてはいくつか疑問点が出されていますが、その疑問点は大きく言って三つあります。これについては第8回の会議のときにペーパーをお出しして述べました。その要点は、第1は、万遍なく論点を拾って論述していく答案が比較的良い成績を取りやすいと。構造的にそうになってしまう。それから第2点は、その反面として触れる論点に欠けるところがあってもキラリと光る答案を、柔軟な思考力が感じられる答案を過小評価してしまうことにならないか。それから、第3点は、政策的に合格者数を決定するというところに傾斜しやすい仕組みではないかと。こういう疑問点が従来から投げかけられているわけで、新しい司法試験を構築するに当たって、新しい評価方式を考えてみる必要があるのではないかと、こういう考えです。

しかし、まとめられた中間報告は、段階評価方式に非常になじみにくいまとめ方となっています。配点比率の問題などもそうです。中間報告自体が得点評価方式に大きく傾斜した内容になっていますので、中間報告をすべて前提として段階評価方式を構築するということは非常に辛いというか、困難なところがあります。

【鈴木委員】今おっしゃった、いわゆる論点主義と言いますか、論点積み上げ方式の弊害ということにつきましては、従前の試験では多少そういう面があったのは間違いのないところだと思うのですが、まず、基本問題としまして、今度の新司法試験というのが長文で事例的な問題を出して、それを長時間かけて解答するというのであれば、むしろある意味では、混沌としたところまで言えるかどうか分かりませんが、その中から自分で論点を見つけて、それに対する解決策を考える、解答を考える、ある意味では、むしろ以前とは違った意味で論点を発見する能力というところが重要な要素になってくるのではないかなと思います。従前は、多少、法律的な知識についての論点をいかに多く見つけて短時間でそれを吐き出すかというような試験だったような気がするのですが、今後はむしろ長文の試験で長時間をかけるということで論点を発見するという能力もかなり重要な要素になってくるような気がいたします。

また、採点方法の問題だと思うのですが、これはすでに宮川委員の御意見にも、磯村委員の御意見にもありますが、段階評価にしても客観性、公平性を担保するためにはどうするかということで、ある程度採点基準を設け、ことに磯村委員の御意見ですと論点ごとの配点も考えるということで、結局たくさん触れればいいという同じ問題になってくるのかなという傾向になる可能性もありますし、いわゆる得点評価方式の場合でも評価基準というものの設定の仕方で、もし従前のやり方が、あまりにも細かいということであればもう少し緩やかな採点基準を設けて、柏木委員の御表現ですと、キラリと光るというものが出た場合には、それは相応の評価ができるというような採点基準を設けるとすることも、これは得点評価方式でもできることだと思います。

そういう意味で、多数の答案を見る上での客観性、公平性を担保する必要がある。しかも先ほど申しましたように、結局何千人という応募者の存在を前提としますと、成績は多少の起伏があると思いますけれども、どこかでギャップが生じ

るというような不連続なものではなくて、やはり連続的な分布になってくるのではないかと、そうしますと基本的には得点評価方式を採用して、先ほどの、論点積み上げ方式の弊害ということにつきましては、採点基準の設け方を工夫していくということに対応できるのではないかなという気がいたします。

【柏木委員】私も鈴木委員と同じ印象を受けたのです。つまり、段階評価方式を採ることのメリット、目的というのがちょっと分からない。ただ、私は宮川委員が最後におっしゃった段階評価方式が競争試験の思想と一番離れやすい、逆に言えば得点評価方式がどうしても競争試験と結び付きやすい、特に今の現状ではどうも新司法試験も合格者数が7割、8割といかず、かなり厳しい試験になりそうだということは冒頭にも議論がありましたけれども、そういう状況ではますます新司法試験が競争試験になりがちであるのではないかと思うのですね。その時に段階評価方式を採ることによって少しでもそれを緩和できるということが一番大きなメリットかなという気がしております。

【中川委員】一つ質問があるのですけれども。磯村委員も宮川委員もおっしゃっていますけれども、合格答案とそうでないものを分けるとおっしゃいましたけれども、その合格答案なるものはですね、その合格という意味は試験に合格したのだという意味なのか、それとも、恐らく合格なんだから、要すれば司法研修所に行けますという意味の合格なのか、どういう意味で合格とおっしゃっているのですかね。つまり試験に合格したら全部研修所に行かせますよということなんですか、あるいはさっきおっしゃった法科大学院のあるべき学習を済ませたという認定をするという意味の合格なのかですね。

【宮川委員】自分自身が確信を持っていることではないことについて弁明することは辛いことではありますが、段階評価方式の思想も仕組みも非常にシンプルだと思います。段階評価の中心課題というのは、当該科目、その科目の答案についてのどのようなレベルで合格水準を設定するのか、個別科目ごとに、それは合格答案かどうかということ判断していく水準の設定がポイントです。それは先ほど述べましたけれども、法科大学院の課程をまじめに修了した者の水準というのは、相当程度高いものだと思うのですが、一読して、なかなか良く書けている、良く勉強してきたことがうかがわれる、水準に達していると認められる、こういうものであれば合格とするわけです。あらかじめ詳細な判断基準を作って、審査委員に共通のものにしておくということが必要です。

それぞれの問題について、詳細な評価マニュアルを作る必要がある。その評価マニュアルは、論点毎に点数を配点して得点評価の方法について記載してあるものではありません。このように答えた者については評価をすると、あるいはこのような答え方については評価できないということを具体的に詳細に記載し、合格答案と評価するために必要な事項あきらかにし、合格答案のモデルをいくつか提示する。その評価マニュアルを事前に審査委員になった人達が本当に読み込んで

勉強し、会議を開いて、説明を受けて議論をして、そして意思統一をして、採点に入る。このようなことをやればですね、この人は合格水準に達しているかどうかと、その振り分けというのはかなり客観性を持ってできるのではないかと。

そして合格答案についてA B Cの三段階に分ける。Cと評価した者については、もう一人の考査委員がDと評価したり、Eと評価することがあるかもしれない。その場合には、3人目の人が見る。この3人目の人はA考査委員がCと評価をし、B考査委員がDと評価した場合にCとDのどちらかに決めるということではなくて、3人目の人が自分の意見として評価をすると、その人がDと評価した場合には、これはDが2人になったわけですから不合格答案とするということで、その合否の判断の境界前後にある一塊りの人達については、客観性を担保するために2人の考査委員の評価が異なった場合は3人で評価をします。それでは、Cではなくて、一人の委員がBと評価をして、そして、もう一人の委員がDと評価した場合にはどうするのかということですが、これは合格させる。これは、成績評価については多様な観点というのがあり得るわけですから、一種の多様性の理念に基づいてですね、そういう場合はB、かなりいいレベルの答案であると一人の考査委員が判断した場合には、これは合格させるという、こういう考えです。

【中川委員】委員のお考えは良く分かりましたけど、なんとなくしっくりこないのは、合格しているわけでしょう、だけど司法試験には合格しない人が一杯出てくるわけでしょう。

【宮川委員】いや、一つ一つの答案について合否を付けると。

【中川委員】だからそれをずっとまとめた場合に、大半の者について合格だけれども、しかし試験には不合格という人もあり得るわけですよ。

【宮川委員】あります。それは全部で4科目あるわけですから、そのうち3科目をCを取ったけれども、1科目をDかEであれば不合格ということはありません。

【中川委員】そういうことがあるんですね。だから、最後にどういう総合判定をするかという問題にも関係すると思うのだけれども、何かちょっとしっくりこないのと、もう一つは、今、委員がおっしゃった評価マニュアルがあるのであれば、その合格ラインをですね、例えば、絶対値で50点なら50点としましよと、そこを標準にして上何点か、下何点かという判定もできますよね。つまり段階評価ではなくて、評点評価も評価マニュアルがあればできるということにはなりませんか。

【宮川委員】それは点数を付けてですか。

【中川委員】点数を付けて。

【宮川委員】そうすると、それは論点ごとに点数を割り振らなければいけないですね。

【中川委員】いや、だから、各科目について、標準合格ラインというものが決まります。決まるというか、一つのスタンダードができますよね。それを50点なら50点としましょうと、そこからどれだけ良くできた答案かということと判定すれば60点のもの、75点のもの、あるいは場合によっては40点のものというように、一つの合格ラインを点数化しておけばですね、すべてを点数で表示できるということにもならないのですか。

【鈴木委員】中川委員がおっしゃっているのは、今の司法試験の口述のような、60点があってその前後何点というような採点をするということですか。

【中川委員】60点はどういう状態であれば60点になるかと。

【鈴木委員】そういう問題はありますね。

【中川委員】今委員がおっしゃる、すり合わせ、標準、スタンダードみたいなものがある、その標準に達していれば60点であるということが最初に決まっていればですね、後上下何点とするかについては比較的簡単にできる気もするのですけれど。

【鈴木委員】私も口述試験はやったことがあります、論文とか筆記試験でそういうような発想で採点をしたことはないのですが、かなり難しい、ことに今度の司法試験の問題になりますと、いろいろな切り口で、いろいろな書き方が出てくると思うのです。二回試験はかなりそういう答案が出てくるわけですが、そういう時に標準値を設定してプラスマイナスというようなことができるかどうか。

【中川委員】何か、段階評価と評点方式があまり変わらないような気がするんですよね。いくら考えても。

【小津委員】私が理解しているところでは、口述試験は60点、科目別にやりますから、科目別でこれは大丈夫だな、一応の水準に達していると認められる人には60点で、一応の水準を超えているなという人にはそれに1点加え2点加え、3点加わって63点というのは本当にすごい。それとは逆に、一応の水準に達していないと認められる人には1点引いていき2点引いていき、ものすごくひどいと3点引いていく、そういう採点方針です。ですから点数で付けておりますけれども、その点数の幅がそれだけですので、10段階といえは10段階ということ

になります。それでは、むしろ中川委員のおっしゃるポイントは、60点を取った者は間違いなく合格しているかということですが、少なくとも各科目60点取った者は合格している。むしろちょっと足りないなど、でも各科目全部ちょっと足りないぐらいで終わったなという、つまり平均59点、これぐらいの人も合格しているのが現状であって、これをどう理解するかということだと思います。

論文式試験の採点方針では、良好な水準に達していると認められる答案については40点満点で25点以上とされていますから、例えば、25点ぐらい取ったらこの科目としてはもう合格だなというような感じで採点していき、各科目の平均が25点であったら、最近の論文式試験の合格点から言っても間違いなく合格することになると思うのです。やっぱり、ちょっと足りないなど、ちょっと足りないけど、各科目ともちょっと足りないくらいだなというものも、実際問題としては合格ということが多いと思います。

口述試験等を例に挙げて、結局、申し上げたかったのは、段階式評価というのが、実施したときに果たして得点式評価とどこまで違うのかということ。結局、どれぐらいの段階で考えるのかということではないかと思います。

それから、宮川委員のお話を伺うと、例えば、宮川委員が最後におっしゃられた評価マニュアルというのが非常に詳しいものになるようにと思います。そうすると、評価マニュアルでも、いわゆるそれなりの論点と言いますか、これはこういうところが大事だというときに、そこに点数を割り振るかどうかということで、大きく違ってくるのではないのでしょうか。ただ、やはり論点でも、この論点はずしたら全然だめだよという論点と、ここは気がつかなくともいいけど気がつけばいいよねという論点、いろいろ差があって、そのニュアンスをどうやって表すかというときにAからZまでの段階評価で表すか、1点から500点までの得点で表すかという違いに過ぎないのかもしれない。

【鈴木委員】二回試験は各科目で決まってしまう。二回試験の口述では1科目でも不可を取るとアウトというシステムですので、総合評価という観点は必ずしも入ってこないのかなという気がします。

宮川委員の御意見の中で今のからみですが、要するに段階評価をして、それについて基準を設けられるというのですが、磯村委員の御意見ですとそれもある程度配点をするという表現になっていますが、そういうものではないんですか。その採点基準というものはどういう点を見るかというだけであって、端的に申しますと、こういう点に触れていれば何点ぐらいだとかですね、この論点に関しては大体何点の枠で評価しよう、ということまではしないというようなことでしょうか。

【宮川委員】磯村委員の御提案というのは、かなり複雑で私はまだ十分に理解できていないのですが、成績評価項目を定めて、その項目ごとに点を付けるという考え方は、果たして段階評価方式なんだろうかという疑問を抱きました。積み上げるわけですからね。

【中川委員】段階評価と評点評価が根本的にどこが違うのか、柏木委員がおっしゃられたメリット、デメリットというのはどこにあるのかまるっきり分からない。

【柏木委員】小津委員がおっしゃられたことではないですかね。つまり評価項目毎に配点をして、ある点数以内をある特定の段階に評価するという方式であったら両者はほとんど変わりません。ただ、宮川委員の御説明を聞くと、その配点をしないということです。しかし疑問は、評価項目の中でもウエートの高い評価項目とウエートの低い評価項目があるだろうと思いますが、そのウエート付けも各考査委員の主観に任せてしまっているのかどうか。もしウエートの基準を客観的に決めるとなれば、やはり配点をせざるを得ないのではないかと思うのです。配点をすると段階評価方式と点数評価方式との差がなくなってしまうのではないかという疑問があります。

【宮川委員】絶対落としてはいけない論点というのはある。それを落としたら答案として評価できないということはあると思いますね。しかし、絶対落としてはいけない論点について書いてはいるけれども、その論点とそれから他の論点との論理的関連性が明確ではないとか、一読して、いろいろ触れられているが論旨不明確であるという答案はあまり評価できないと思いますね。どういう答案が評価できて、どういう流れで書かれたものは評価できないか、どういうものは評価できないかということについては、そのマニュアルの中にいくつか考えられる答案事例を挙げながら、パターンを挙げながら、その評価の仕方を規律していくということになるかと思います。具体的に作問をして、そしてその評価マニュアルを作ってみないと、何とも話が靴の上から足をかいてるような感じです。それをやってみたいなと思うのですが、ちょっと暇がなくて。

【小津委員】この在り方グループとして、少なくともですね、これからの評価についてこういうことは十分気をつけながらやってくれ、やるべきだということはあってしかるべきだろうと思うのです。

現在の採点について論点積み上げという言われ方をされることがありますけれども、それは果たしてそうなのかということについては今やっておられる先生方に異論があるかもしれません。その論点についてこれは何点、何点というふうに一応書いてあって、その採点について、その論点だけを見てですね、これが20点なのか18点なのかとやっておられる先生は恐らくおられなくて、全部見て、宮川委員が言われたこのところについては何かもっともらしいことは書いてあるけれどもこちらと全然違うような話になっていたときに、この論点についてこれだけ見たら18点だから18と付けるかということとそんなことはないだろうと思います。例えば、ある論点が完璧に書いてあったらそこは10点として、その他あちらこちらでここは何点だなどとして、結局、全体として何点と付けておられるのではないかと推測しますが、ただ、論点ごとに点数を割り振る場合の危うさ

というのは、正にそこにだけ注目して付けてしまう先生がおられればそれは良くないということだと思います。そういうことでこういうことは気をつけてきちんとやるべきであるというようなことをいくつか指摘するということが考えられると思うのです。

宮川委員，磯村委員から案を出していただいたものですから，ついそれがいいかどうかという議論をさせていただいて恐縮なんですけど，せっかくのこの議論を活かしていくためには，そういうやり方もあるのかなと思います。およそ段階評価と点数評価で何か根本的に違うのかと言われると私も良く違いが分からない。

【中川委員】これは推測というか，人間の脳みその構造の問題なのかもしれませんが，やっぱり判断するときはこの答えは合格かどうかというところから入りますよね。人間の判断というのは。そのベースにはいろいろな論点の分析とかあるわけですけど，結局は総合的に見てこの答えは合格点に達しているのかどうだろうかというところからまずスタートすると，そこから非常にいいのか，どの程度いいのかという考え方になるのが非常に自然でしょうね。論文の判断なんてそうでしょうね。だから，それを非常に尊重してやろうとするか。

ところがこれはですね受験者にとってはかなり不透明なんですよね，やっぱり。それではどんな基準でそれはやられたんですかと言われたときに説明がかなり困難ですね。そういう問題も抱えているような気がするんだけど，採点する側から見ると非常に自然だし，採点する側というか人間の在り方としてはかなり自然のように思いますね。段階と言うかどうかは別として。

【小津委員】今，中川委員が言われた実態がある場合にですね，それでは仮に論点ごとに点数を考えていたとした場合に，それはどういう関係になっているのか。これは私の推測ですけども，少なくとも事前に一種の評価マニュアル的なと申しますか，こういう論点があってこれは大事だ，強いて点数に換算すると何点だということをみんなで議論して，そのような頭で答案を見る。そうすると，そんなものが何も無しでもかくぱっと見るという場合とは，客観性という面でも違うということもある。ぱっと見てこれは合格かなと思うこともあるかもしれませんが，やっぱり論点ごとに見てみると，この点はこれくらい，この点はこれくらいという作業をして，こちらの論旨とこちらの論旨が一致すれば良いのですが，違ったらなぜだろうなというようなことも，あるいは試験委員の頭の中であるかもしれない。

ですから，見たときにこれが合格だということが人間の頭として普通じゃないかということと，今やっておられる論点ごとに細かいことを決めているということは，決して矛盾するわけではないのではないかと，そういうことに加え，中川委員が言われた，外部の人からどんな基準で採点しているのかと言われたときに，何も考えずに印象点で付けていますということではないという，メリットとしてはそういうこともあるだろうと思います。

【中川委員】外部の人に説明するときには評点方式は非常に説明しやすいですよ。すべての答案に点数を付けておくと、それをこういう方法で偏差値調整をしてですね、合算していくらだというふうにしていますと、これは何人も納得すると思うのです。そういう良さはあるのだけれど、それが今言われた果たして自然なのかどうかということなんです。よ。

【宮川委員】今の議論をお聞きしながら、昔読んだ本のことを思い出したのですが、リアリズム法学者のジェローム・フランクの「法と現代精神」です。彼は裁判官の判断というのは、ぱっと全体を見ての、ゲシュタルト的判断であるということです。そして、判決理由はそうした判断のラショナルリゼーション、外への説明のための合理化であるというわけです。

この考えの当否は別として、先ほど中川委員がおっしゃったように試験の答案を読んだときに、これは合格答案か不合格答案かという判断が通常まず先にあるというのは、フランク流に言うと、そういうゲシュタルト的な判断というものが先あって、そして後、その判断が正しいかどうかということ要素に基づいて検証するという方法として点数を積み上げていくということがなされるのであるということになる。

【柏木委員】私の経験では、例えば、400枚の答案を採点するというときに、合格、不合格、あるいは、可を付けるか不可を付けるかというところの絶対基準というのは最初は決まっています。400枚の答案を付けているときに自分の基準が変わるかもしれないというおそれがすごくあるものですから宮川委員がおっしゃっている採点基準を自分なりに作って、それに配点をしてしまいます。かなり印象点が入りますけれども。

そして、なるべく短い期間の間で集中的に400枚を見てしまう、そうでないと途中で自分の基準が変わってしまうことがあるんです。答案を見たときに、非常に良い答案と非常に悪い答案は分かります。でも、新司法試験でもギリギリのところ合格か不合格か分けなければいけないわけです。連続的に成績が変化して行く中ではっきりした段階の区分けのラインを引かなければならない。そうすると、やはり、いくらマニュアルに採点基準を書いたとしても、採点者は独自に配点基準を作って点数づけをしてしまうのではないかと思うのです。そうすると得点方式と同じことになりませんかという気がするんですが。

【小津委員】宮川委員が非常におもしろい比喻をされましたので、それに関して発言したいと思います。裁判の判断において、証拠調べをしないで第1回の公判で被告人の顔を見た瞬間に、この被告人は有罪だと判断する裁判官はいないと思います。ですから、あくまでも全部の証拠調べを終わった段階で、これは有罪だと判断する。民事でもそういう過程を経てこちらの勝ちだと判断する。それを判決を書くときにもう一度きちんと自分なりにこの証拠はこうだと考えて、ひょっとしたら、判決の理由を書いて行く過程で、何かこれは当初こうだと思ったけれ

ども、厳密に考えていくとこの証人の証言を評価していいんだらうかというような問題に突き当たるかもしれない。そういう思考過程を踏むのではないかなと思うわけです。ですから、決して判決の理由というのは後付けではないというふうに思います。

そういう意味では、この採点基準を点数で行うかどうかはともかくとして、何かの評価の基準を試験で作るということと、これは合格点だということとは、そんなに根本的に矛盾するものではないと思います。つまり、こういうのが論点で、例えば何点ぐらいだったというのは、単に外の人に説明するための後付けということだけではないのではないかなと思います。

【宮川委員】それはそのとおりであると思います。ただ、人間行動についてフランクが言っているような側面がないわけではないということですか。

【中川委員】だから、透明性ということもよく考えなければいけないので、最終的に点数が出てくるような方法があればいいなと思うのです。ただ、そのプロセスは恐らくそうだと思います。合否の判定を先にして、それを後付けて、確かに間違いがないという、これはそうだと思いますけど、では、それを何点に置き換えるかということがあれば、これは外に対しても説明しやすい。

【宮川委員】今、成績を教えてくださいよね。

【横田人事課付】論文式試験の科目別の得点までは開示しておらず、順位ランクを開示しています。

【宮川委員】教えているのはランクとして教えている。

【横田人事課付】はい。

【中川委員】ランクを教えるのですか。そのランクはどういう、ABCという。

【横田人事課付】上から、何人目かという人数で切った順位ランクです。

【中川委員】不合格の人にも教えるわけですか。

【横田人事課付】基本的に不合格の人に通知しています。

【中川委員】それはその程度で十分だと思いますね。何点という必要はないと思う。

【鈴木委員】合否の判定だけでしたらある程度ということころは、私もそういう感

じはするんですが、ただ、やっぱりそれも人によって違うかなと、全く同じラインをここだと思うという保証はないような気がするんですね。

それと、以前司法試験の採点をしたところに一応の合格ラインみたいな点数があるんですけども、実際見ると、こんな人を合格にしてもいいのかなという人がそのラインで合格している面もなきにしもあらずかなという気がしました。合格者が500人時代でもそう思いましたので、今の1,200人ですと各採点者から見ると、本当はこの答案ではちょっと不安だけれども、総合的に一応の点になっていけば仕方がないかなという感じで合格になっているということもあるのではないかなという気はします。話を元に戻しますと、合否という点だけですと、ある程度イメージ的にはつかめるような気がしますが、それも各委員によってかなり違ってくる可能性があります。

同一の採点者が全部の答案を採点するということはとてもできない。一方で、一人の採点者が現状と同じですと700とか1,000とかいう答案を見るわけですが、その中で果たしてブレない判定ができるかということ、合否の判定ということだけとっても、ちょっと心配かなという気がします。例えば、全部の答案を全員で見るというわけにはいきませんが、不可の判定の際に、ほぼ試験官全員でそれを読んで評価をするということをやればいいのでしょうか、とても司法試験でそういうことをやるのは難しいだろうと思います。そうしますと、やはり最初に申しましたように得点評価方式をベースにした方がいいのではないかなと思います。

それが硬直的になるということについては、やはり採点基準の設け方を工夫すると。もし、暗記したものを吐き出すだけで高得点だというような面があるとするれば、それは採点基準の工夫で対応していく問題なのかなという気がいたします。

【釜田委員】宮川委員の、A B Cの、プラスマイナスというのはお考えになっていらっしゃるのですか。A B CのAのプラスなど、その中での段階というのはあまり考えておられないのですか。

【宮川委員】あまり細かな段階は考えておりません。合否の判定のところは一番大切ですから、その1点に集中してシステムを考えるということです。ただ、総合評価ということをもう一度するわけですので、合格者もA B Cの3段階ぐらいに評価をやはりしなければいけないという考えです。

【釜田委員】再評価の対象となるDですか、Dといいましても限りなく下の方ですね、限りのなくCに近いDもあるでしょうが、その辺りはあまり関係が出てこないのでしょうか。

【宮川委員】そのところは、そんなに細かいことまでは考えない。それは他の科目の成績が良ければ救っていくという考えですから、そこは、民事系と、それから刑事系、公法系は配点比率が違いますから、民事系がDの場合と、そうでな

い系科目がDの場合とは少し総合評価の在り方を変えるというふうに考えるのです。

私も段階評価方式で絶対なければならないとこだわっているわけではありません。先ほど、得点評価方式に対して投げかけられている疑問ということで三つ出しましたが、その第1の疑問と第2の疑問に十分答えられるような成績評価基準が作られるということであれば、第3の疑問は残りますけれども、第3の疑問は、一種の司法政策の在り方の問題ですから、その点は新しく作られる司法試験委員会での議論でまたカバーできることがあろうかと思えます。そうすれば、先ほど小津委員がまとめられましたように、この在り方グループとしては、成績評価の基準の設定等についてこの中間報告の理念に沿うようなものが作られるということが非常に重要なことであるというメッセージを送ることでまとめていただくことで結構です。ただ、今日は磯村委員がお見えになっておりませんので、次回もう一度磯村委員の御意見をお聞きして、その上でお決めいただくということでしょうか。

【釜田委員】そうしましたら、大体、今日の段階では従来の方方式で新司法試験の評価を行うと、ただ、宮川委員の方から御指摘のございました3点の問題点ですね、これについては、そういうことがないような方法というものを新司法試験の実施の段階で考えていただく必要があるのではないかとということをお付けしてとどめるとということでしょうか。

【小津委員】特に3点のうち2点ということですか。

【釜田委員】2点ですね、特に。最初の2点について、特に留意して、そういうことがないような方策を講じていただくという御意見があったということをお付けしておくということでございます。それで、今日磯村委員が御欠席でございますので、最終的な確認は次回ということにさせていただいてよろしゅうございますか。

(一同了承)

ありがとうございます。それでは、時間もまだありますので、先ほどの検討議題の2「短答式試験における科目ごとの最低ラインの設定について」という問題について御意見を頂きたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

【横田人事課付】意見募集の方で、一応この点に関しましての御意見の傾向がうかがえると思えますので御紹介させていただいてもよろしいでしょうか。

【釜田委員】よろしくお願ひいたします。

【横田人事課付】まだ、中間報告についての意見募集を行っている段階でございます、御紹介します意見はこれまでに寄せられたものでございます。結論から

申しますと、中間報告の最低ラインを設けるという案が妥当と考えるという御意見が圧倒的に多いようでございます。例えば、「一部の法分野についてのみ学ぶといった弊害を避けるため、を妥当と考える。」「の方法は、法曹となろうとする者に必要な最低限度の知識等を有しているか否かを的確に判定するため、科目ごとに最低ラインを設定するものである。この点については、最低ラインの定め方いかんによる面も大きいですが、少なくとも短答式試験が現行と異なり過度に複雑な出題形式とならず幅広い分野から基本的な問題を多数出題する形式になる以上、法曹となろうとする者が1科目についてであれ、必要な最低限度の知識を有していなければその点で不合格とするべきである。」「ある科目の失敗があまりにもひどい場合は、法曹としての最低限の知識を有していることにならないので、科目ごとの最低ラインを低めに設定して、絞りをかけることを考えるべきである。」などの御意見がございました。

【釜田委員】それでは皆さんの御意見を頂きたいと思います。

【中川委員】最低ラインの意味は、最低ラインに達していなければ短答式全体を不合格にすると、そういう意味ですか。

【横田人事課付】はい、そのとおりです。

【鈴木委員】以前、短答については基本的な問題を幅広くと、そうすると合格ライン自体が高くなるので、最低ラインを設けてもあまり機能するということがないのではないかと申したと思うのですが、ただ、理念的と申しますか、考え方からいうと、これから法曹となる者、その前に司法修習をする者にとって、1科目でも基本的な力がないというのは受け入れられないというような気がしますので、実際どの程度機能するかは別として、最低ラインを設けるということはあった方がいいのではないかなという気がいたします。

従前は無かったということはありませんけれども、従前は試験自体、短答式の三つの科目を同一時間内でやってしまうというものですから、1科目にものすごく集中をしてやるという、いわば受験テクニク的なことがあってですね、憲法、刑法では満点に近い点を取りながら民法ではものすごく低い点を取ると、それで合格するということがあったということでございますが、中間報告のようにそれぞれ別に時間を設けてやるということでしたら各科目に全力を投入してやるわけですので、そうすると最低ラインというものも意味が出てくるのかなという気がいたします。

ちなみに先ほど二回試験を申しましたけれども、二回試験は各科目独立した判定でございますので、そういうことを考えてもですね、やはりいろんな力がないと困るということでございますので、短答式に限らず論文式でも最低ラインというのは、実際に機能するかどうかは別としてですね、一応理念的には、考えておくべき問題だと思えます。

【釜田委員】いかがでございますか。科目ごとの最低ラインを設定するという
ことよろしいですか。

【小津委員】私はまだ確たる意見がないので、そういう意味で留保させていただ
きたいのですが。決して反対ではないですが、その最低ラインというのを何点ぐ
らいに設定するのかなということはすごく大きくて、その場合にその最低ライン
というのは何だと言って説明するかという問題があると思います。全科目最低ラ
インはクリアしたけれども合格しないのかということがきつと出てくるとしま
す。

逆に言うと、全科目最低ラインをクリアしたら合格できるくらい高く最低ライ
ンを設定するかどうかと、あるいは高すぎやしないかと、低くするとそれが何だ
ということにもなって、理念的にはあった方がいいなと思いつつ、実際どうする
のかなと思っているのですが、今の瞬間ではちょっと決めかねています。

【釜田委員】今の点はいかがでしょう。全科目最低ラインをクリアしているの
に不合格となると、これは何だと。

【中川委員】私も印象的なんですが、短答式試験についてはやはり最低ラインは
必要かなという気がしますね。これはやっぱり法科大学院で法曹としての最低の
ことを基礎的なベースになるようなことをやってくださいということを言ってい
るわけですから、その一部が欠落しているのは少しどうかなという、これはそ
う思います。ただ、論文式については必ずしもそうかなと、やっぱり3年なら3
年の間に自分の方向を決める人もいるでしょうし、いわゆる金太郎飴の理論もあ
ってですね、必ずしも論文式では各科目の最低というのは必要ないのかなとい
う感じはいたしますけれども。ここら辺は良く検討してみたいなという感じがし
ますが。

【柏木委員】最低ラインというの絶対値で決まるのでしょうか。というのは、
私の経験で出題をしたときにこのくらいの問題でちょうどいいだろうと思って出
したら全く出来が悪かったとか、あるいはみんな出来てしまったということがあ
るのですね。何となく出題委員の予測とそれから受験者のレベルというのが一致
しない。だからある程度相対的な考え方も入れることも可能であれば、そんなに
問題ないのかなという気がするんですが。私も最低ラインを入れるべきだろうと
いう気がします。

【宮川委員】二重の基準を作るわけですね。短答式による筆記試験の合格に必
要な成績というものを、全科目総合で考えるわけですね。それをどうやって決め
るのですかね。例えば、各科目で民事系なら民事系の短答式の試験について、出
題者がこの試験ではここまでは到達してほしいという期待点というものを設定す

ると。その期待点の合計が短答式による筆記試験の合格に必要な成績ということになるのですかね。どうやって決めるのですかね。

そして、それ以外にもう一つ、更に低い最低点を決めようと、各科目ごとに、決めるかどうかということは今議論しているわけですよ。そのミニマムスタンダードは、前の成績との関係でいうと何点ぐらいなんですかね。その期待点の例えば6割とか、5割とか、7割とかいうことで一律に設定するのですかね。非常に難しいですよ。

【中川委員】よく分からないけど、よほどひどいという者ではないですか、感じとしては。しかもネガティブファクターというか、短答式全部を他が良くても悪くてもそういうことは無関係ですよ。その一つの科目がまずかったら全部だめになると、そういう意味を持っているのではないのですか。だからダブルスタンダードではないような気がするんですね。何か身体の中に癌が一つあるとそれはだめですと、健康ではないと、何かそういうものを考えていたのですが、違うのですかね。

【宮川委員】そういう極端に悪いのを排除するというのであれば、それは総合点でも排除できますよね。

【中川委員】総合点でも排除できますね。だけどそれ以前に、もうとんでもない話であるという者を排除しようという考えじゃないかと思うのですけれども。

【小津委員】私もやるとすれば、恐らく鈴木委員、中川委員のイメージしておられるかなり低い点数、そして、鈴木委員が言われたように、実際は1科目でそんな点数を取ったら短答式は合格しないだろうと思われる点数で、それから、試験の在り方なり、そのメッセージ効果として、1科目が全然だめだったら通らないのだぞということですね、賛成するとすれば、そういうことを前提としてということになります。

【中川委員】仮に100点満点だとすれば、20点だとか、15点だとか、そんなイメージなんですかね私。

【宮川委員】5肢選択で20点ということは確率的には。めくらめっぽうやっても20点は取れる。

【池上人事課長】実際のところ3科目なものですから、小津委員がおっしゃったように、実際にはあまり機能しないのだろうなという感じはするのです。と言いますのは、今年7,000人弱受かりました現行の短答式試験が60問で、合格最低点が、これは公表しておりますが47点なんです。そうすると2科目20点取って1科目7点という場合、これはやはりどこかで線を引いてもいいのかなと

思うのですが、その一方で現在科目別ワーキンググループで検討されている短答式の問題というのは、あまり複雑ではなくて、基礎的な問題を数多く聞くということになりますと、多分合格点が7、8割以上とか、そんなところになるかと思えますと、そのミニマムスタンダードと言いますか、その最低点を20点と決めても実際は機能しないんだろうなと感じているところです。ただ、もちろん受験生と言いますか、法科大学院で学んでいる方々に対するメッセージとしての効果はまた別途考える余地はあるというのはそのとおりだと拝聴しています。

【宮川委員】ただ成績をみんな8割以上取らないと合格しないということだったら、そのミニマムというのが2割3割ではないのではないですか。かなり高い。

【中川委員】かなり高くしないとおかしい。

【宮川委員】5割ぐらいにしないと。

【中川委員】それはそうだと思います。

【釜田委員】先ほどかがってますと、各ロースクールの修了認定をチェックする、その質ですね、質を問うようなことになるのですかね。ここで点数が出てきますね、最低ライン、かなりのところに引いたと、ロースクールで当然身につけていることが前提となっている。それをクリアしていないということは、その出身ロースクールの修了認定が怪しいという、そういうメッセージになるような感じもいたしますね。今回の試験が厳しいロースクールでの修了認定を前提としてということですから、やっぱりどこかでそういうようなメッセージを送るのはいいのではないですかね。

【鈴木委員】先ほど、中間報告の意見で「一部の法分野についてのみ学ぶといった弊害を避けるため」というのがありましたが、そんなのは修了させなければいいと、そんなのを修了させるからそういうことになるのだと、そういう関係にあるのではないかなという気がします。

【柏木委員】そうすると法科大学院の第三者評価にも反映してくるわけですね。その最低点も取れないで落ちた者がたくさんいるような法科大学院は教育がおかしいということになってきますね。

【釜田委員】ここではどこまでを現段階で決めておけばいいのですか、最低ラインを設定するということを確認すればいいのですか。

【横田人事課付】最低ラインは、例えば、かなり低いものとするとか、その程度まではお決めいただいた方が、メッセージとしてははっきりしているかと思いま

す。ただ、今日の段階でそこまでということではございません。

【小津委員】せっかくですから、そのパブリックコメントの各御意見もやはり見せていただいて、最終的にこうだと決めてはいかがですか。

【釜田委員】今日の段階では、最低ラインを設けるということで、その内容をどういうものにするかということについては、なお検討するというところでよろしいですか。論文式の方はどうですか、この3の方は、同じような扱いでよろしいですか。

【小津委員】論文式の方についての御意見はどのようなのでしょうか。

【横田人事課付】論文式試験については、現在のところ、「論文式試験については、最低ラインを設けることは相当」、「科目ごとの最低ラインを設けるかどうかについては、多様な法曹確保の観点から優秀の答案で他の科目の失敗を補うことを認めるべきである。ただ、その失敗が法曹としては、分析力、論理思考力、表現力から見て、あまりにも内容が悪い場合は、各科目ごとの最低ラインを設けることもやむを得ないと考える。」、「法曹になろうとする者に各科目ごとに必要最低限度の分析、構成、口述等の能力というのは当然であり、最低ラインを設けることは必要であると考え。」などの御意見が届いております。

【中川委員】この科目は、いわゆる科目で、系ではないわけですね。

【横田人事課付】いえ、公法系、民事系、刑事系、選択科目の系としての科目のことです。

【中川委員】では四つ、そういう解釈ですか。現在の論文式試験の最低ラインの10点というのは、論文の1科目の最低ラインですか。それは科目でしょ、いわゆる系科目ではなくて科目ですね。

【池上人事課長】はい。6科目。

【鈴木委員】現行試験で、総合点が合格点に達しているのに論文式試験の最低ラインに掛かって落ちた人はいないのですか。

【池上人事課長】もともと10点未満の点数をとる人は少なく、実際に、6科目中1科目でも10点未満を取っている場合、合格点数に達しないということになります。

【鈴木委員】そうですね。

【中川委員】10点が低すぎるということですか。

【池上人事課長】はい。実際は最低ラインとして機能していないというふうに御理解いただければと思います。

【柏木委員】科目ごとにも違うのではないのかと思うのです。例えば選択科目が非常に悪いということを経験にはねるというのは、ちょっと疑問があるし、そうすると他の基礎科目、3科目ですか、3科目の中でどうばらつきを認めるのか。例えばビジネスロイヤーになりたいという人、特に国際ビジネスロイヤーになりたいという人は、刑事系はそんなに重要ではないですね。だから国際ビジネスロイヤーになりたいから民事系、公法系に非常に注力したというような人を落とす必要もないのかなということも考えられる。そうすると今度は、例えば民事系だけを最低ラインを設けるとすることはこれはまた、何かいろいろ問題も起きそうな気がしまして、どうも論文式では最低ラインを設けなくともいいのではないかという気がしているのですけど。

【宮川委員】これも最低ラインの設定いかんですけど、とにかく後に司法修習に耐えられる人であることが必要であるのですから、他の科目がいかに良くても、民事系、刑事系で、例えば私の段階評価でいうと、Eレベルであるという人は、修習に耐えられるかという点については疑問があると思います。

それから、選択科目について言うと、法科大学院では司法試験科目だけではなくて、多様な勉強をしてこいというメッセージを送っているわけですから、たった一つを選んだ選択科目ですね、Eレベルしか取らないというのは、それは法科大学院で何を勉強してきたのかということが言えるわけで、最低基準を他の科目について設けるのであれば選択科目について除外するというのはおかしいと思います。

私は論文式試験については、先ほどのEレベルぐらいのものについては、一つでもそのレベルのものを取った人については不合格とするという考えです。

【中川委員】程度にもよるような気がしますね、確かにEレベルというのは問題だという気もしますけど。

【宮川委員】Eレベルとして考えているのは、不合格答案の下位半分ぐらいということですから、レベルとしては、そんな10点、15点というレベルではないです。

【中川委員】その程度だったら許容してもいいのではないかという理論もあるような気がしますね。やはり法科大学院の時代にある程度の自分の進路というか、得手不得手も含めて何をやりたいかという、これはプロを養成するという意味で

は非常に大切なことだと思っんですよね。だからある種の志向をもって勉強をしてもらうということも大切なことだし、そうするとやはりそこへ重点を置いて勉強するというのは別に不自然でもなんでもないと思うのです。何でもかんでも全部均一であるべきだという必要は私はないと思うし、それはむしろ例外があるかもしれないですね。だから短答式はともかくとしても、論文式である程度、柏木委員が言われた系で考えるのか、科目で考えるのか。

【柏木委員】民事系，刑事系，公法系，プラス選択でしか点数が出てきませんからね。例えば，融合問題なんか出すわけですから，民事の中でも民訴と商法と民法とありますから，民訴が極端に悪いということは分からない。だから法律科目毎の判定はできませんよね。系でしか判定できない。

【中川委員】例えば民事系でいえば，商法が全くだめだった人がいたと。民法とか民訴が非常にいい場合に，その商法一つのために民事系が全部だめになっている人，非常に点数が悪いとか，そういう人をどういうふうに考えるかということでしょうか。

【鈴木委員】最低ラインの問題は，先ほどから出てますように，一つは法科大学院での勉強をリードするという機能が一つあると。もう一つは基本的にはさっき宮川委員がおっしゃったように，その後続く司法修習に耐えられるかどうか，更に言えば二回試験にちゃんと受かるのかどうかと。

二回試験につきましては先ほど言いましたように各科目ごとに判定されますので，司法試験に受かって修習したけれども二回試験で1科目だめだったらだめだということですので，そういう意味では1年の修習を経て，ちゃんと二回試験に合格する能力があるのかどうかというものは必要だろうという気はいたします。

ただ，今は勉強してなかったけれども1年間必死で勉強すると，ですから通してやるということがいいかどうかですね。法科大学院を経てますのに司法試験の段階では極めて低い能力しかないけれども，修習を経て1年頑張れば二回試験に受かるということもなきにしもあらずだとは思いますが，そういう者を前提としていいかどうかという気がしまして，やはり司法修習を意味のあるものにしていただくためには，ある程度の基礎力と言いますか，短答の問題とダブリますが，最低限度の力は必要なのかなという気がいたします。

【釜田委員】本日のところは，2の課題については最低ラインを設けるということで，3の論文式につきましては，二つの御意見が出ていると思いますので。なお，中間報告に対して，いろいろな御意見が出るわけですよね。それが今週中に出るわけですか。

【横田人事課付】はい。10月7日までには取りまとめて御覧いただく予定です。

【釜田委員】それがまとまるようでございますので、そういうものも踏まえていただきまして、また、次回に継続してお考えいただくということでいかがでしょうか。

(一同了承)

ありがとうございました。それでは本日用意させていただきました議題の審議はここまでとさせていただきます。

(3) その他

【釜田委員】その他につきまして庶務担当の方からお願いします。

(庶務担当から次回の予定について報告)

【釜田委員】それでは長時間にわたりありがとうございました。次回10月7日はよろしく願いいたします。